

不適切文書作成に関する調査特別委員会

< 8 月 8 日 >

平成30年石岡市議会
不適切文書作成に関する調査特別委員会会議録

平成30年8月8日（水曜日）午前10時00分開会

本日の会議に付した案件

- 1 地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況について
- 2 証人尋問について

出席委員 9名

委員長	山本進君	委員	石橋保卓君
副委員長	関口忠男君	委員	川井幸一君
委員	村上泰道君	委員	大和田寛樹君
委員	谷田川泰君	委員	新田茜君
委員	勝村孝行君		

欠席委員 0名

法第100条第1項により出頭した証人

都市建設部	〇	〇	〇	〇	君	都市建設部参事	〇	〇	〇	〇	君
都市計画課長						八郷総合支所長	〇	〇	〇	〇	君
総務部次長	〇	〇	〇	〇	君						

議会事務局職員出席者

局長	鈴木幸治君	課長補佐	木崎憲一君
庶務議事課長	中山善正君	主任	塚本志保君

平成30年8月8日（水曜日）

午前10時00分開会

○委員長（山本進君） ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより不適切文書作成に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日の議題につきましては、地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況について、証人尋問について、及びその他でございます。

なお、傍聴者及び報道関係の皆様申し上げます。会議中は撮影・録音はできませんので、ご了承願います。

これより議事に入ります。

地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況についてでございますが、前回の委員会で決定しました記録の提出要求につきまして、8月1日付で執行部から回答がございました。提出された記録について、お手元に配付してございますので、ご確認願います。

まず、「平成29年12月に議員からの依頼により作成した作成予定のなかった文書」は、別紙1の業務報告書のとおりであります。

次に、「議員からの依頼があったことが確認できる記録」、「必要な手続を踏んでいないことが確認できる記録」、「議員に提供したことが確認できる記録」については、別紙2の顛末書のとおりであります。

次に、「加筆され、地区に配布された文書」については、別紙3のとおりであります。

次に、「市民からの依頼があったことが確認できる記録」については、作成をしていないとのことであります。

次に、「作成権限がないにもかかわらず、派遣当時の役職名及び当時の日付にさかのぼって作成した文書」については、別紙4の職員の文書ファイルの作成記録のとおりであります。

次に、「市民に提供したことが確認できる記録」については、作成をしていないとのことであります。

次に、「処分を決定した石岡市職員分限懲戒等審査委員会の会議録」については、作成をしていないとのことであります。

次に、「平成30年度より過去3年分の都市建設部及び八郷総合支所の職員名簿」については、別紙5の職員配置図のとおりであります。

記録の提出状況については以上のとおりであります。本記録の中には個人情報等も含まれておりますので、その取り扱いについては十分に注意されますよう、お願いいたします。

それでは、お手元の記録にお目通しをいただきたいと思っております。

〔提出記録の確認〕

次に、証人尋問についてでございますが、今回の委員会で決定しましたとおり、地方自治法第100条第1項に基づき、〇〇〇〇都市計画課長、〇〇〇〇総務部次長、〇〇〇〇都市建設部参事、〇〇〇〇八郷総合支所長の4名より証言を求めることにいたします。

それでは、最初に〇〇〇〇証人に入室していただきます。

〔証人入室〕

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人におかれましては、お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、または、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。それ以外は証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由なく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある場合につき、尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。

以上のことをご承知おきいただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴の方々、報道関係者の方々も含めまして、全員ご起立願います。

[全員起立]

○委員長（山本 進君） 宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（〇〇〇〇君） 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成30年8月8日。証人・〇〇〇〇。

○委員長（山本 進君） ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、証人は宣誓書に署名・捺印をお願いいたします。

[署名・捺印]

○委員長（山本 進君） 証人に申し上げます。これより証言を求めることとなりますが、証言を求められた範囲を超えないこと。また、ご発言の際は、その都度委員長の許可を得てなされるよう、お願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のままで結構でございますが、お答えの際は起立をして発言願います。

次に、各委員に申し上げます。委員の発言は、証人の人権に配慮されるようお願いいたします。また、不規則発言等、議事進行を妨げる言動のないようにご協力をお願いいたします。

それでは、これより〇〇〇〇証人から証言を求めます。最初に、委員長より所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言を願うことにいたします。

初めに、人定尋問を行います。あなたは〇〇〇〇都市計画課長ですか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 都市計画課長、〇〇〇〇です。

○委員長（山本 進君） 続きまして、住所、生年月日及び年齢については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおり間違いございませんか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） はい、間違いございません。

○委員長（山本 進君） それでは、委員長から共通事項についてお聞きをいたします。

初めに、当該文書が作成された際の自身の所属と役職名についてお尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 都市建設部都市計画課課長でございます。

○委員長（山本 進君） 次に、文書は、いつ、誰が、誰の指示で作成したのか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 文書の方は、その事由があったときに、議員の方から時系列に文書を作成しておいてほしいということがありましたので、上司に相談をし、作成をいたしました。

○委員長（山本 進君） その文書の作成の依頼をした議員とは誰ですか。お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 高野要議員です。

○委員長（山本 進君） 直接議員から求めがあったわけですか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） そのとおりです。

○委員長（山本 進君） 次に、議員や一般市民の求めにより書類を作成し、提供することはあるのでしょうか。お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 基本的にはございません。

○委員長（山本 進君） 次に、文書の作成・提供に当たり、部内協議はあったのかどうか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 上司、部長、次長を含め、部内で協議をし、作成いたしました。

○委員長（山本 進君） 文書の作成に際し、上司、同僚等に相談をしましたか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 上司、部長、次長に相談をし、作成をいたしました。

○委員長（山本 進君） どのような命令系統で文書の作成が指示されたのか、伺います。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 依頼を受け、その内容に対しまして上司、部長、次長に相談をし、文書の方を

作成していったという経緯がございます。

○委員長（山本 進君） 文書は、内部決裁等、必要な手続を踏んだものかどうか、お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 口頭での指示を仰ぎまして、決裁等はとっておりません。

○委員長（山本 進君） 文書の内容と文書を提供することは、最終的に誰が判断したのか、伺います。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 指示を受けてから上司、部長、次長と内容について協議をし、同じく提出する場合には部長、次長に相談をして、提出をしております。

○委員長（山本 進君） 続けて伺います。文書に記載された個人情報についての認識は、どのようなものであったか、お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 個人情報に気をつけて、作成は、最初は、当初はしておりました。その中で、個人情報も含まれてしまったという状況でございます。

○委員長（山本 進君） 市民の個人名を明記するに至った経緯について、お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） その文書作成途中、詳しく内容を記載してほしいということがありましたので、そういった個人情報も含めて作成してしまったという経緯でございます。

○委員長（山本 進君） 完成した文書を誰に渡したのか、お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 依頼のありました高野議員の方に渡しております。

○委員長（山本 進君） 提供した文書が、その後どのように使われるかを考えたでしょうか。お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） どのように使われるかというのは、考えてはいませんでした。

○委員長（山本 進君） 加筆は誰が行ったのか、お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） そちらは存じ上げません。

○委員長（山本 進君） 加筆された文書が地区に配布されたことは、いつ、どのように知ったのか、お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 区の、東府中区の総会があった後に、区長の方から話を聞きました。

○委員長（山本 進君） 地区に配布されたことを知った後、どのような対応をとったのか、お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（〇〇〇〇君） そちらの文書が配られたということで、部内で協議をし、市長までを含めて今後の対応を検討いたしました。

○委員長（山本 進君） 次に、公務員の自覚として何点かお尋ねします。

まず、作成・提供しようとした文書が、不適切文書であるとの認識はあったのかどうか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 不適切文書というよりも、これ、渡していいものかどうかというのは、自分自身、問題ではないかというふうには考えておりました。

○委員長（山本 進君） 業務の一環として作成した公文書として作成したとの認識はあったのかどうか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 公文書としての認識はしておりませんでした。あくまでも個人的なメモという形で考えておりました。

○委員長（山本 進君） 続けてお尋ねします。議員からの依頼を断ることはできなかったのでしょうか。お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 職員と議員という立場上、断ることはできなかったでございます。

○委員長（山本 進君） これまでに同様の依頼はありましたでしょうか。お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） これと同じようなものに関しましては、ございません。

○委員長（山本 進君） 職務としての認識はありましたか。お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 公務員である以上、職務であるということは考えておりました。

○委員長（山本 進君） 最後に、公務員としての自覚はどのようなものであったか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 結果としては、個人情報漏洩してしまったということは、大変公務員として自覚が欠けていたと思います。その当時も、そこまでは考えていましたが、認識の甘さがあったと思います。

○委員長（山本 進君） 委員長からの共通事項尋問については、以上とさせていただきます。

次に、各委員から補足尋問を行います。委員におかれましては、証言を求める事項の範囲を超えないことや、時間等に留意願います。

初めに関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 今回、百条委員会を開くに当たり、文書の記録の提出を請求しまして、顛末書、業務報告書、その他いろいろ提出をいただきました中で、私の方からは、今、委員長から質問さ

れたことの補足ということで尋問をいたしますので、お答えをいただきたいと思います。

まず顛末書なんですが、平成30年5月11日、これを作成したのは、「課長・〇〇〇〇」と書いてあります。その中で、平成29年10月23日、「〇〇〇〇東府中区長へ出し山地区青年会との話し合いの内容を説明する」とありますが、どのような内容を説明されたのか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 当初は、シルバー人材センターで東府中区にあります出し山農村公園の草刈りをお願いしておりましたが、要望書等が出ましたので、出し山地区青年会に草刈りをお願いしたという経緯がありました。それを区長の方に説明をせずにやったことによりまして、区長の方が、どういう状況なのかということで、その内容の説明をしたところでございます。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） その説明をした際、東府中区長は、了解をしたのか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 区長の方は、了解はいただけなかったということ、状況です。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（山本 進君） 傍聴人に申し上げます。静粛をお願いいたします。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（山本 進君） ルールどおりに議事進行してしますので。議事妨害に……。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（山本 進君） 退室願います。

〔「警察」と呼ぶ者あり〕

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（山本 進君） 退室願います。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（山本 進君） あなたの発言は、会議を妨害しておりますので、退室を要求します。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（山本 進君） 直ちに妨害行為を中断してください。

関口副委員長、質問を続けてください。

○副委員長（関口忠男君） 顛末書の平成29年11月10日、出し山地区青年会会長を訪問。東府中地区と話し合いをお願いするが、必要なしと言われた。同じく平成29年11月20日、2回目も同じ趣旨でございますが、必要なしと言われたと。3回目として、同じ11月24日のときも、必要なしと言われたわけですね。

それから5日たって、いきなり高野議員宅に行ってるわけですね。これは、なぜそのように今まで会長のうちに行っていたのに、なぜここで急に高野議員のうちにいったのか、理由をお伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 出し山地区青年会と話し合いを市の方で持っていて、その中で、高野議員の方からどういう内容で話をしているんだということでの説明に行ったところでございます。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人に申し上げます。ただいまちょっと聞き取れなかったので、もう一度証言をお願いいたします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 出し山地区青年会と草刈りの件で何度か交渉しておりまして、その内容について高野議員の方から、どのような話し合いをしているのかということをお聞き合わせがありましたので、説明に行ったところでございます。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 最後ですね。最後ではないんですけど、この顛末書を見ますと、5月11日付で作成されているんですが、時系列で平成29年4月から12月21日まで、日付、時間、全て書かれております。内容についても細かく書かれております、この顛末書はね。そういった中で、作成するに至っては、業務報告書というものを日々つくられていると思うんですが、それをもとにこの顛末書は作成したのか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 業務報告書というわけではなく、私個人が毎日の業務の自分自身の、誰に見せるわけではないんですが、自分自身の日誌をつけております。そのもとに作成はいたしました。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 今でもその日誌は現存しておりますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 現存しております。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） この業務報告書なるものが東府中地区に配布されたと。これを作成したのは、先ほど委員長の尋問の中で答えておりますが、この作成するときに、○○○○証人は違法性の認識というのをあったのか。あった中で作成したのか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 先ほどもお答えしましたが、違法性というか、公務員としての自分自身の考えの中ではどうなのかなというのは思っておりました。

○委員長（山本 進君） 次の委員の質問に移ります。新田委員。

○委員（新田 茜君） それでは私の方から何点か、お伺いをさせていただきたいと思います。

まず、6月19日に、公に公表、報道発表がなされたプレスリリースの内容の中で、市長コメントの中で、「当市職員の文書の不適切な取り扱いによる不祥事」というふうに公表がされております。ここでは不適切文書ではなく、不適切な文書の取り扱いということで発表がされておりますが、その文書の

不適切な取り扱いについての認識をまず伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 公務員である以上、正当な、正規な手続を踏んで、文書を情報公開するというのが正しいものでありますので、そういった部分で、正規の手続をとらなかったという部分では、大変反省をしているところでございます。

○委員長（山本 進君） 新田委員。

○委員（新田 茜君） それでは、提出がされました資料の中の顛末書から、そこに基づいて質問をさせていただきたいんですけれども、今回、顛末書の中に、平成29年6月、出し山地区青年会から出し山農村公園の維持管理を行う条件等の問い合わせがまず初めにあったというふうに記載がありますけれども、それ以降、出し山地区青年会という名称がたびたび出てきますけれども、○○○○さんは、そもそも出し山地区青年会という存在をご存じであったのか、お聞きします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） その問い合わせがあった時点では、認識しておりません。

○委員長（山本 進君） 新田委員。

○委員（新田 茜君） では、その出し山地区青年会というのがどういった団体なのかを実際に調査などは行いましたか。その構成など、その辺を伺います。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） その青年会の方の細かな調査はいたしておりません。

○委員長（山本 進君） 新田委員。

○委員（新田 茜君） 続きまして、顛末書の中の2枚目に、「シルバー人材センターで出し山農村公園の草刈り及び芝生管理も行う」ということで、7月上旬に行うというふうに書かれておりますけれども、これは実際に行ったという認識でいいのか、伺います。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 実際に行っております。

○委員長（山本 進君） 新田委員。

○委員（新田 茜君） 7月上旬に草刈りが行われて、その後7月3日に出し山地区青年会から維持管理の要望書が提出されておりますけれども、これは、草刈りが行われた後という認識でよろしいのか、確認をします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） はい、多分後だったと思います。

○委員長（山本 進君） 新田委員。

○委員（新田 茜君） では、この要望書が出された際に、なぜその時点で地区または地区区長に確認を行わなかったのか。何らかの圧力があったのか。もしくは、出し山地区青年会という名称であったため、地区の了承があったという判断をしたのか。その辺を伺います。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 先ほども言いましたように、当初は出し山地区青年会というのは存じ上げませんでした。そういった中で要望書が提出されましたので、大変認識不足というか確認不足でしたけども、同じような団体かと思って扱っておりました。

○委員長（山本 進君） 新田委員。

○委員（新田 茜君） では、他の地区において、地区の草刈りまたは管理等を、地区ではなく青年会や他の団体と直接市が契約、ここでは覚書、ありますが、そういった契約を交わすことはあるのか、お伺いをします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 基本的に、公園の方は、市の方で直接、業務委託等、指名等で行っております。今回の出し山農村公園に関しましては、過去からの経緯がございまして地区にお願いをしたという経緯がございまして。都市計画課で管理している部分の公園では出し山農村公園だけでありまして、ほかの地区ではそういったことはございません。

○委員長（山本 進君） 新田委員。

○委員（新田 茜君） 続きまして、顛末書で言うと3枚目になるんですけども、平成29年11月10日、20日、24日、3回にわたり、出し山地区青年会会長を訪問しております。それは、どちらに伺ったのか。その場所について伺います。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 会長の仕事場の方にお伺いしております。

○委員長（山本 進君） 新田委員。

○委員（新田 茜君） その際、○○○○課長1人で伺ったのか、同行者はいらっしゃったのか、伺います。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） すいません、たぶん次長と2人で行っております。

○委員長（山本 進君） 新田委員。

○委員（新田 茜君） それでは、相手側、会長の職場に訪問したということですが、相手側は会長のみでありましたか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） そのとおりでございます。

○委員長（山本 進君） 新田委員。

○委員（新田 茜君） その後、29年の11月29日に高野議員宅へ訪問したというふうにありますけれども、この高野議員宅へは誰と行ったのか。お一人で行かれたのか、確認をします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） こちらも当時の次長と一緒にしております。

○委員長（山本 進君） 新田委員。

○委員（新田 茜君） そこで、滞在時間が4時間ということで、覚書の変更をお願いしたところ、怒られるというふうに報告がありますけれども、その内容について、怒られた理由など、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） そこに書いてありますとおり、覚書で不備がある部分があると市の方で判断いたしまして、それについての訂正をお願いしたところでございます。

○委員長（山本 進君） 新田委員。

○委員（新田 茜君） さらにちょっと詳しくお伺いをしたいんですけども、この4時間という長い時間になりますけれども、これ、どういった状態で実際に対応されたのか、伺います。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 当初は、次長と2人で説明にお伺いをして、説明をしました。その中で、いろいろな部分、なぜだめなのかと、そういったことを細かく説明したと思います。

○委員長（山本 進君） 新田委員。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（山本 進君） 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

○委員（新田 茜君） 実際に家に上がられたりしたのか、玄関先で立ち話等で4時間過ごしたのか、その辺を詳しくお伺いします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 家の中に上がらせてもらって、説明をしております。

○委員長（山本 進君） 新田委員。

○委員（新田 茜君） 29年の12月5日に高野議員より依頼があったとされる草刈りについての時系列での文書。先ほどの委員長の共通質問に対しては、個人的なメモであったというふうに答えていましたけれども、その個人的なメモを業務報告書という名称で作成をした理由について、伺いたいと思います。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） その業務報告書という形で作成したのに関しましては、そういった形で作成をしてほしいという依頼があったからです。

○委員長（山本 進君） 新田委員。

○委員（新田 茜君） では最後に、この文書を作成するに当たり、どれぐらいの時間を費やしたのか。お聞きします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 時間についてはちょっと覚えてはいたないんですが、ただ、何度か作り直しをしておりますので……。作り直しをしておりますので、時間的にはわかりませんが、そういう状

況です。

○委員長（山本 進君） 補足尋問を続けます。谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） それでは、〇〇〇〇証人に質問をさせていただきます。

まず、証人と高野議員、あなたはどのような関係でありますか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 石岡市の職員と石岡市議会議員という関係でございます。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） 石岡市議会議員と職員という関係の中で、特に親しいといったことはありませんか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 親しいと言われるとちょっとわかりませんが、数名でのつき合いはございます。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） 先ほど、通例でのつき合いがあるということでもありますけれども、一般的に〇〇〇〇証人が見まして、通例のつき合いというのはどの程度のものを指すのか、お伺いできればお願いいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） すいません。通例というか、数名でのというふうに言ったんですけど、すいません。個人的につき合いがあるというよりも、何名かでお声をかけてもらってのつき合いはございます。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） 先ほど、聞こえなくて失礼しました。数名でのつき合いということではありますが、数名というのは、〇〇〇〇証人を含め都市建設部の中の方たちですか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） そういう方もいますし、違う方もいるということです。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） 次に、高野議員は、あなた方の職場には頻繁に来ておりましたか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 現在の都市建設部は1階フロア、2階フロアがございまして、私は2階フロアにいますので、毎日ではございませんので何とも言えませんが、私も数度お見かけはしております。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） わかりました。通常に都市建設部の方に訪ねてこられたときは、誰のところに頻繁に来ていたか、わかりますか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 私が見てる範囲では、1階の部長、次長のところだったと思います。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） ただいま証人の中で、1階の都市建設部長のところに来ていたという認識をさせていただきます。

次に、この文書の件であります、これは高野議員から直接請求があったものですか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） そのとおりでございます。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） そのときに、この文書を作成することによって、どのように使うかというような話がありましたか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） それは覚えていません。あとどのように使われるというのは、ちょっと私の方も考えてはおりませんでした。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） それでは、この出し山地区青年会、先ほども質問が出ましたけれども、この出し山地区青年会という団体、これはいつ認識されましたか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 要望書が提出されて、その中で確認、認識をいたしました。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） それでは、この出し山地区青年会という団体の調査をしましたか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） しておりません。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） 先ほど知らなかったという話であります、この草刈り業務に対して要請があったことはわかったんですが、この団体が存在するというのは誰から聞きましたか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 誰からというか、要望書が提出されて認識をしたというところでございます。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） そうすると、要望書が出てくるまでは、この団体の存在は知らなかったということでもいいですか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） はい、そうです。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） それと、知らなかったということであれば、この団体から草刈り業務の依頼があったときに、なぜ東府中区に連絡をするなり確認をとらなかったのか、お聞きをいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（〇〇〇〇君） 大変それは私の落ち度だと思っております。そういったものが出た場合、区の方に確認をして、どういったかわりがあるのかというのは確認すべきだったところなんです、そちらをせずにやってしまったことは、大変落ち度があったというか、大変申し訳なかったと思っております。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） 先ほど委員長の質問の中で、この配布された時期は認識はいたしましたけれども、その後、区内の話し合いの中で、〇〇〇〇課長は、この文書を誰が作成したのかと聞かれたところ、わからないと答えたと聞いておりますが、本当ですか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 区の方から、区長さんから話を聞いたときには、加筆もされておりましたので、わからないというふうに答えてしまったという部分がございます。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） その後、再び話し合いが持たれたときに、これは自分が書いたと認めたということ聞いておりますが、本当ですか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） そこをちょっとあまりよく覚えておりませんが、最初に区長のところに行ったのも私一人ではなかったので、先ほども言いましたように、部内での話し合いの中で、事実、私がつくったというのがありましたので、そういった答えをさせていただいたところです。

○委員長（山本 進君） 次の補足尋問を行います。証人の人権等配慮しまして、時間等に留意をお願いしたいと思います。

石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 石橋です。

比較的詳細な顛末書の方が提出をされておりますので、尚且つ各委員の皆さんから、ある程度質問が出てますので、その部分を補足するという意味で若干の質問をさせていただきたいと思います。

まず、平成29年の4月に農村公園の契約をシルバー人材と契約を締結したわけですね。その後、年度途中に出し山地区青年会という方で契約を変えたんですけども、この場合の決裁、部長決裁をとったと、覚書を締結する際にですね。このときの起案の意思。起案は課長なのかなとは思うんですけども、ご自身が起案をされたという事実はありますか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 課としての決裁を回しておりますので、私自身というふうに認識しております。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 実務的には、課長が決裁を起案されたんだと思いますけども、これは、誰かほかの職員から指示を受けて起案をしたという事実はありますか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） それはございません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 結果的には、出し山地区青年会とその後契約を締結することになってくようなんですけども、当初契約していたシルバー人材との契約を途中でこれは打ち切ったということ。その契約についての取り扱いはどういうふうにされたのか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 公園の草刈りの方なんですけど、シルバー人材センターにお願いをしている部分、1つの公園だけではなく、数か所まとめた形での除草委託をシルバーの方をお願いしております。その中に、例年ですと出し山地区農村公園の方は別途草刈りをお願いしておりましたので、シルバー人材センターの方に29年度は出し山農村公園を追加した形で契約をし、途中で終わりましたので、その分は変更という形で対応しております。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） その部分については契約変更をして、ほかの契約、ほかの箇所の継続を29年度はしていたということによろしいですか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） すいません。ちょっとそこまで詳しくまで今覚えてないんですけど、変更とかそういう形ではやっております。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 通常でありますと年間通しての契約でしょうから、当初契約した契約の内容というのは、お互い契約者、発注者、受注者側についてもお互いに信義に基づいて契約を継続する、契約を完了するというのが一般的な考え方だと、あると思うんですけども、こういった特別な取り扱いを行ったという決断とか決定というのは、誰がしたのか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 先ほども述べましたように、当初は出し山地区に関しましても、個々というか、出し山農村公園だけというふうに草刈りを予定しておりましたので、その後シルバーさんをお願いしたというところで、平成29年度はそういった形になっております。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） それでは次に、出し山地区青年会から要望書が上がって、その後、出し山地区青年会の方に事業をお願いをするということになるんですけども、先ほど来のやりとりの中で、出し山地区青年会自体の調査はしていないというふうなお話であったと思いますけども、調査をしなかった理由というのは、どういった理由で調査をしなかったのか、お伺いします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 市の方の担当の方の勝手な判断だとは思いますが、同じ出し山という名前がありましたので、同じような組織の一部かと思って、細かな調査はしなかったというのが現状でござ

ございます。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） わかりました。

それから、今回問題となった業務報告書の部分ですね。この業務報告書を数回にわたって修正をしながら作成をして渡しているわけですが、この作成をするに当たって、あなたの意に反しての作成だったのか、それとも自分が納得をして作成をしたのか。そこをお伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 私個人としましては、個人名、そういったものが出る部分でございますので、自分の心情的には反している部分がありました。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） ちょっと重複するかと思うんですけども、今回この業務報告書を作成したことについて、先ほど来、委員長の質問の中で、公文書としての認識があったかどうかという問いに対して、公文書との認識はなかったというふうな証言があったかと思うんですけども、現実的に文書を見ますと、業務報告書として表題がなされて、都市建設部長、職名が付されてるわけですね。こういった部分、ほんとにこの文書を作成してる段階で、公文書として作成してる意識は、ほんとになかったのかどうか。改めてお伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） その部分は、確かに公文書に近いものであるというのは思っておりましたが、あくまでも違うものだというふうに言い聞かせてた部分もあったのかもしれないと思います。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） あと2点ほど。

この調査特別委員会、いわゆる百条委員会が設置をされた後、今日までに、高野議員もしくはその関係者の方から接触、面会とか電話等の有無があったかどうか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 今回のこの百条委員会に当たりましては、多くの方からいろいろなお話はございました。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 改めてお伺いします。具体的に高野議員から接触はあったかどうか、お伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 私もいろいろ精神的な部分でもありますので、正直あまり誰からというのは覚えておりません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） それでは、最後になります。

この一連の経過の部分。顛末書については、決裁文書、決裁の中で、かがみの中で市長の決裁印が押されてますけども、それ以前、シルバー人材センターから草刈りが始まって、その後、出し山地区青年会からの要望があつて、契約を変えて草刈りが行われたと。そういうところの一連の経緯について、市長の方には報告は、随時、相談、報告はされていたのかどうか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 一連のものに関しましては、報告は上げております。ただ、その中で、随時、随時という部分ではなかったこともあつたと思います。時系列的に書いた部分の全てを報告したかというところとそうでない部分もありますが、これがまかれたときには、時系列的な部分を含めて説明はさせていただきました。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） すいません。最後と言いながら、もう一回お伺いいたしますけども、市長の方としては、この決裁文書が上がってきた時点で初めて知ったということではなく、あくまでも事前に報告、相談はされていたということよろしいですか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 決裁文書の前にと言われると、ちょっともう大変申し訳ないんですけど、覚えていない部分がございます。ただ、一連の流れの中の部分では、説明をとるか報告をしていたと、しておりました。

○委員長（山本 進君） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ないようですので、以上で○○○○証人に対する尋問は終了しました。

○○○○証人におかれましては、長時間ありがとうございました。退室していただいて結構でございます。

〔証人退室〕

○委員長（山本 進君） 暫時休憩いたします。5分程度といたします。

〔 休 憩 〕

○委員長（山本 進君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、○○○○証人に入室していただきます。

〔証人入室〕

○委員長（山本 進君） ○○○○証人におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、または、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。それ以外は証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由なく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、4か月以上3年以下の禁錮に処されることとなっております。

以上のことをご承知おきいただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴の方々、報道関係者の方々も含めまして、全員ご起立願います。

[全員起立]

○委員長（山本 進君） 宣誓書の朗読をお願いします。

○証人（〇〇〇〇君） 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成30年8月8日。証人・〇〇〇〇。

○委員長（山本 進君） ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、証人は宣誓書に署名・捺印をお願いいたします。

[署名・捺印]

○委員長（山本 進君） 先ほど、私の発言で、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときには、4か月以上3年以下の禁錮に処されることとなっております、このように発言いたしましたが、これを3か月以上5年以下の禁錮に処されることとなっております、訂正をお願いいたします。

それでは、証人に申し上げます。これより証言を求めることとなりますが、証言を求められた範囲を超えないこと。また、ご発言の際は、その都度委員長の許可を得てなされるよう、お願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のままで結構でございますが、お答えの際は起立をして発言願います。

次に、各委員に申し上げます。委員の発言は、証人の人権に配慮されるよう、お願いいたします。また、不規則発言等、議事進行を妨げる言動のないよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、これより〇〇〇〇証人から証言を求めます。最初に、委員長より所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言を願うことにいたします。

初めに、人定尋問を行います。まず、あなたは〇〇〇〇総務部次長ですか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） はい。

○委員長（山本 進君） 続きまして、住所、生年月日及び年齢については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおり間違いございませんか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 間違いありません。

○委員長（山本 進君） それでは、委員長から共通事項についてお聞きをいたします。

初めに、当該文書が作成された際の自身の所属と役職名を伺います。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 当時は、都市建設部次長でありました。以上です。

○委員長（山本 進君） 次に不適切文書作成の経緯について、何点かお尋ねいたします。

初めに、文書は、いつ、誰が、誰の指示で作成したのか、伺います。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） いつというのがちょっと記憶にないんですが、10月、11月だったと思います。誰の指示、ある議員さんからの指示で作成いたしました。以上です。

○委員長（山本 進君） 文書の作成依頼をしたその議員とは誰ですか。お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 新聞報道にあるように、高野要議員であります。

○委員長（山本 進君） 直接議員からの求めがあったのかどうか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 直接はありましたが、その前に口頭で1度説明した後に、集落の方で私が説明するよう、メモ書きとかべた打ちでもいいんで書いてくれということで、書きました。以上です。

○委員長（山本 進君） そうした議員や一般市民の求めによって書類を作成し、提供することはあるのでしょうか。お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 外にも出していい、インターネットでとれるような情報は渡しますけども、そういう会議録的なものは、あまり渡してはけません。

○委員長（山本 進君） 次に、組織としての不適切文書作成へのかかわりについて、何点かお尋ねします。

まず、文書の作成・提供に当たって、部内での協議はあったのかどうか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 最初の口頭での答えではちょっとわからないんで、文書での作成をお願いしたいということで、部内で調整をして、とりあえずこういうことを言われたということだけを書いて、名前とか何かはみんな伏せて、一度は作成いたしました。

○委員長（山本 進君） それでは、文書の作成に際し、上司、同僚等に相談をしましたか。お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 一応相談をして、名前は書かないようにして、言われたことだけを最初は書いた文章です。

○委員長（山本 進君） どのような命令系統で文書の作成が指示されたのかどうか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 集落に説明するのに口頭だけではちょっとわからないというか、忘れるところもあるんで、一応文書にさせていただきたいということで、誰が言ったっていうのはなしにべた打ちでこういう内容のことを言われてきましたということで、作成して、内部で協議しました。

○委員長（山本 進君） その文書は、内部決裁等、必要な手続を踏んだものであるかどうか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 市長は知らなかったと思います。内部で部長と私と担当で一応協議をして、書いたということです。以上です。

○委員長（山本 進君） 文書の内容と文書を提供することは、最終的に誰が判断したのか、伺います。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 3人して協議をして、名前がないんで、とりあえず区の方で説明する説明資料ということなんでということで提供いたしました。

○委員長（山本 進君） 続いて、個人情報保護への認識について、何点か伺います。

まず文書に記載された個人情報についての認識はありましたか。お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 最初は、個人情報なんで、文書の中に個人名は入れないということで、言われたことだけを書いたんですが、議員さんが、これでは誰が言ったかわかんないんで、とりあえず誰が言った、誰が言ったということで、名前を入れてくれということで言われて、記入をいたしました。

○委員長（山本 進君） ただいまの証言にもありましたが、重ねてお尋ねします。市民の個人名を明記するに至った経緯について、いま一度お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 個人名を入れたのは、全体的にこういうことを言われたんですが、誰が何を言ったかわかんないんでそれを入れてくれということで、議員さんから言われて記入したということです。

○委員長（山本 進君） そうして完成した文書を誰に渡しましたか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 議員さんに渡しました。

○委員長（山本 進君） 提供した文書が、その後どのように使われるかを考えましたでしょうか。お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） その当時は、区の方で草刈りの方の、青年会という団体がありまして、その青年会の方にきつと説明する資料として、自分で持ってる手持ち資料だと思って提供したんですが、ちょっとそれが甘かったというか、そう感じております。

○委員長（山本 進君） 提供した文書がその後どのように使われるかを考えましたか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） そのときは感じてはいませんでした。

○委員長（山本 進君） 加筆は誰が行ったのか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 加筆というのは文書を出したということで、それは部長、私、担当、3人一緒だと思います。

○委員長（山本 進君） いえ、ちょっと私の質問の趣旨を取り違えられていると思うんですが、作成された文書に加筆された部分があるんですが、そのことに対する認識はありますか。

○証人（〇〇〇〇君） 加筆というのは、手書きの部分。

○委員長（山本 進君） はい、そうです。

○証人（〇〇〇〇君） それは、全然ないです。渡したときにはなかったものなんで、その後、区の方にまいた文書、私も見させてもらいましたけど、そのときにはその上に書いてあったということ。

○委員長（山本 進君） じゃ、加筆は誰が行ったかわからないということですか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） わかりません。

○委員長（山本 進君） 加筆された文書が地区に配布されたことは、いつ、どのように知ったか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 東府中の区長から、総会前何日か前にちょっと呼び出しっていうか相談がありまして、区の方でこういう文書がまかれたんですが、この文書、市のつくったものですかということで、呼び出しをして話をしました。

○委員長（山本 進君） 地区に配布されたことを知った後どのような対応をとったか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 一応まずいことにはなったとは思ったんですが、回収するわけにもいかず、とりあえず市の方ではどのようにしようかということで考えたんですが、とりあえず区の方に謝りに行く

か、区の方、青年会じゃなくて区の方に謝りに行くかどうかという事で、区の方と青年会の方の話し合いが全然やってなかった状態なんで、ちょっと対応に苦慮して、そのままになってしまったということです。そのときに区長さんと何人かいらっしやっただけで、そのときには、すいませんということで謝りはいたしました。

○委員長（山本 進君） それでは、最後に公務員としての自覚について、何点かお尋ねします。

まず、作成・提供しようとした文書が不適切文書であるという認識はあったかどうか、お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 当時の言ったことをべた書きで書いてくれと言われて書いて、最終的には名前まで入ってしまったということで、私も随分反省はしております。

○委員長（山本 進君） 業務の一環として作成した公文書として作成したという、こういった認識はありましたか、お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 公文書っていうよりも報告書という形で、部長、私、担当課長と認識を一緒にするために、3人では協力して内容確認をしたということで、判子なんかも私が書きました、合議します、オーケーですっていうのは、口頭でしか回ってはありません。以上です。

○委員長（山本 進君） 議員からの依頼を断ることはできなかったのかどうか、お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） できなかったです。申し訳ありません。

○委員長（山本 進君） それでは、これまでに同様の依頼があったのかどうか、お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 同様の依頼というのは、なかったと思います。

○委員長（山本 進君） 職務としての認識はありましたか。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 課長と私で、何回か青年会、区長さんの方で話し合いをしてくれということで何回か行った中で、課長よりも立場が上の私の責任は随分大きいものがあると感じております。以上です。

○委員長（山本 進君） 最後に、私から公務員としての自覚についてお尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 今回の件に関しましては、公文書というか文書管理に対する認識が随分甘かったと反省しております。以上です。

○委員長（山本 進君） 私、委員長からの共通事項尋問については、以上とさせていただきます。

次に各委員からの補足尋問を行います。委員におかれましては、証言を求める事項の範囲を超えないことや、時間等に十分留意をお願いいたします。

それでは補足尋問を行います。

関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 今回の顛末書、平成30年5月11日付で〇〇〇〇課長が作成した顛末書をもとに、何点か質問をいたします。それには、上司確認欄も〇〇〇〇次長の印が押されておりますので、これは〇〇〇〇次長も当然覚えている顛末書だと思います。その認識はありますか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 私が内容を確認して、判子は押してあります。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） その顛末書の中で、たびたび出し山地区青年会という言葉が出てます。そこに何回か会長のお宅に、お宅とは書いてないんですけど、会長のところに何回も訪問している。そのときには、誰と伺ったのかをお伺いいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 〇〇〇〇課長とお伺いいたしました。区の方から、区長と青年会の会長、ぜひ話し合いをしてくれということで言われてましたんで、青年会の会長に話し合いをしてもらえないかということで何回か行ったんですが、最終的には話し合いはできないという結論に至っております。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 今、証人が言われたように、この顛末書には3回訪問したよと。でも、全て話し合いの必要はないと却下されたわけですね。そして、その5日後、高野議員宅にまた訪問しているわけですね。これは、依頼があって行ったのか、それとも相談をしに次長が伺ったのか、お伺いいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 私と課長と行ったんですが、行ったのは3回言ってもなかなか話し合いをしてくれないんで、区の方では、出し山という名前、このことに随分あって、それを抜いてくれとか名前を変えてくれっていう話がありまして、その辺の話をその前にしたらば、その辺の件で話があるということで行ったんですが、出し山は譲れないということで、長い間お話を聞きました。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 再度お伺いいたしますが、それは、次長の方から高野議員のお宅に自ら行ったのか、それとも依頼があって行ったのかをお伺いいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 夕方4時か5時近くに電話がありまして、来てくれ、お話があるということで、2人で行きました。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） この不適切文書を作成するに当たり、課長、次長、部長の協議をして作成したのか、お伺いいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 話の内容は〇〇〇〇君と。課長と私が直接行ってますんで、内容は2人でわかっております。それから書いたやつの内容確認は書いた人と確認をして、部長に確認をして、これでもいいか、こういうことを言われたんですけどもということで、確認はとっております。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） そのとき、その不適切文書を作成しているとき、この文書は違法性があるという認識はあったのですか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 最初の名前が入ってない文書については、区の方で話すメモ的なものだというだけでもらいたいということなんで、名前も入ってないし、こういうことを言われたんだよっていうことだけを書いた、その日のことだけを書いて渡すつもりだったんですけども、その後、言った人がわかんないとだめですって言われて、2回、3回ほどちょっと手直しをしてくれということで、議員さんから言われて、最終的に手直した後の最終的な文書を渡してしまいました。以上です。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） この顛末書を作成するに当たりまして、次長は、当時の〇〇〇〇次長は確認をして印を押したわけですが、これをつくるとき、資料として自ら提出したのものもありますか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 私の手持ちには資料がなかったんで、そのとき言われたやつを記憶の中で読み返して、間違いはないということで印鑑を押してあります。以上です。

○委員長（山本 進君） 次の補足尋問、大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 先ほど委員長の共通尋問の中で、8番で文書は内部決裁等必要な手続を踏んでいないと。それを理由に、市長は知らなかったのではないかということなんですけれども、先ほど〇〇〇〇課長に市長の件、市長には相談、報告、連絡、相談、報連相があったのかということでほかの委員さんが質問されたときに、その都度ではないですけれども、報告、連絡があった、していましたっていうことなんです。〇〇〇〇次長が、市長は知らなかったっていうふうに言えるのはなぜなのか、伺います。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 課長は相談していたかもしれませんが、覚書書の金額が、金額の決裁区分が部長までの決裁で済む決裁だったんで、私は部長までしか行ってないと思っておりました。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 平成29年12月5日に高野議員から連絡があって、時系列で文書を起こしてくれということで、依頼があったわけですね。タイトルは、「業務報告書」というタイトルになるんですけども、業務報告書という形でつくってくれという依頼があったということでよろしいですか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君）　そういうわけではないんですが、私どもは普通そういう報告する場合には、「業務報告書」というタイトルをつけてやるんですけども、ひな形は全然、実際に使ってるひな形とは全然違う、表題だけがそういう表題になってるだけです。課長がきっとどういうふうにつくればいいのかということ、名前考えてその部分書いたのかなという感じかなって感じなんですけど。

○委員長（山本 進君）　大和田委員。

○委員（大和田寛樹君）　3回ほど修正をしたということなんですけれども、資料の請求をさせていただきまして、1回目から3回修正した4枚目、最終的なものまで手元にあるんですけども、最初のものでは確かに個人名は職員と議員の名前しか入ってなくて、2回目に市民の名前が記載をされています。3回目になりますと、誰が、何を言ったかということがわかりやすくなるように書かれてまして、4回目には個人名のみならず、最終的には石岡市都市建設部長ということで書かれてまして、その上に条件である刈り払い機の講習を受けており、覚書は法的に問題ないってということ。お墨つきを出してるようなふうにとれると思うんですが、これも依頼があって追記したんでしょうか。

○委員長（山本 進君）　〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君）　その書き直しの依頼はありました。書き直してくれという。最初は名前なしで出して、見て、これじゃだめだ。誰が言ったかわかんなくちゃだめだと言って、最後に都市建設部長名を入れてくれ。出し山地区でやることに対しては問題がないというのは、議員さんの抱えてるといふか顧問かどうか、弁護士さんが、そういう名前なんてどういふのもいいんだから問題ないですよということ言われてるんで、それを一筆入れてくれということで、議員さんの依頼です。

○委員長（山本 進君）　大和田委員。

○委員（大和田寛樹君）　そうすると、こちらの弁護士といふか、法的に問題があるかないかといふのは、要求してくる議員さんではなくて、石岡市側で確認はしなかったんですか。

○委員長（山本 進君）　〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君）　その時点では確認をしておりません。ただ、その後に関しては、顧問弁護士の方にどうなんでしょうって言ったら、問題ありませんよってということで、答えはいただいております。

○委員長（山本 進君）　大和田委員。

○委員（大和田寛樹君）　次に処分の件ですけども、処分、6月19日ですかね、プレスリリースで処分内容が公表されまして、市長コメントの中に「文書の不適切な取り扱いによる不祥事により、市民に多大にご迷惑をおかけしたことをお詫びします」。「再発防止を徹底していきます」ということなんですけれども、何が不適切な取り扱いだったのかと、次長はお考えですか。

○委員長（山本 進君）　〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君）　個人名の入った文書のみならず、最終的な結論が出てない中間といふか意思決定の途中の文書を外に出したっていふのが一番の悪いところだったと思います。

○委員長（山本 進君）　大和田委員。

○委員（大和田寛樹君）　そのルール、公文書といふか業務報告書等を外に出すときに、ルールってい

うのはもちろん知っていて、それを経なかったのは何でなんでしょう。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 断れなかったというのが最終的なことなんです、その途中でいろいろありまして、最終的には断れなかったということです。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 動機のところ、顛末書の動機に「断り切れなかった」ということで、確かに記載があるんですけども、動機で断り切れなかったというよりは、なぜ断り切れないのかという、どうして断れなかったのかというのが動機になると思うんですが、議員から言われたことってというのは、職員の皆さんって断れないんでしょうか。こういう文書を出してくれて言われたら、もう断れない状況になってしまうんでしょうか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） そういうこともないですけども、先ほど関口委員さんに言ったんですけども、呼び出しがあったときには随分と怒られました。そういうのがあって、ちょっとトラウマっていうか、断れなかったっていうことです。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 平成29年11月29日に高野議員宅に呼び出されたということによろしいですかね。

○証人（○○○○君） はい。

○委員（大和田寛樹君） 覚書書の変更をお願いしたところ怒られたと、ここに記載されています。時間が4時間ということ。ここから何か変わってってしまったような、この書類を見ると感じるんですが、この4時間ってどんな状況だったんでしょうか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 記憶的にはちょっと薄いんですが、随分と怒られた。正座して、「はい、はい」っていうふうの下向いて話をして、もう4時間もなるのに何やってんだって携帯だけは、音だけは鳴るんですけど。音っていうかバイブは鳴るんですけども、誰もとることができなく、こう話を聞いていたっていう状況です。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） そこに居合わせたのは、○○○○課長のお話では、次長と○○○○さんと2人で同行して伺ったということで、2人のみでしたか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 市役所職員は2人です。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 高野議員側はどなたがいたんでしょうか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（〇〇〇〇君） 高野議員と青年会の会長です。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 4時間ずっと正座されてたんですか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 正座したり、崩してってということもありましたが、なるべく話を聞くように正座。ただ、課長、いくらか腰おかしいんで、課長は崩させてくれということで、何回かは。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） この4時間で怒られたということなんですけれども、具体的にどんな口調でどんな言動で怒られたっていうことを、記憶してる範囲で結構ですけれども。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 怒られた内容的には、出し山地区という名前は、区の方では言ってるけど、そういうことは関係ないんだよということと言われたのと、口調としては随分と大きな声も何回か出たと記憶しております。以上です。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 次に、最初の方にちょっと戻りまして、出し山地区青年会というのが顛末書で何度も出てきます。最初に出てくるのが平成29年の6月だったと思います。その後、何度か出てくるんですけれども、6月以前にこの出し山地区青年会というのは認識して、あることが知っていたのか、知らなかったのか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 私は、知りませんでした。当初、草刈りをやるのに、区の方でやってたんですが、その後、刈払機なんで危険なんで、講習を受けてやってくださいということで区の方に言ったらば、講習までやって草刈りやることはないんでということで、市の方ではシルバーに頼むことにしたんですが、その条件をクリアすればできるんですねということで、草刈りをやらしてくれってという依頼書が出たときに、初めて出し山地区青年会という名前で書類が出てきました。以上です。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 東府中区にそういう報告をしていないということで、また出し山地区青年会ということは調べていないということでよろしいですか。

○証人（〇〇〇〇君） はい。

○委員（大和田寛樹君） そうすると、ちょっと実態がわからない、自分ではわからないところに、草刈りの業務をお願いする覚書書を締結してしまうというのに至るわけですけども、実態がわからないところと、なぜそういうことを急いでやってしまったのか、伺います。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 区の方に確認すればよかったんですけども、時期が時期だったんで急いでやるということで、その後は始まってしまったというのが実情です。以上です。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 先ほど〇〇〇〇課長の方で、平成29年7月にシルバー人材で草刈りを行ったということなんです。その後、何でそんなに急ぐ必要があったんでしょうか。時期が時期なんですって、もう7月上旬に1回やってるわけですけども、なぜそんな急ぐ必要があったんですか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 急ぐというのもありましたけど、区の方では、出し山区という名前が入ってるんで区の内部の青年会だろうということの認識をしていたというのもあります。以上です。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 最後ですけども、覚書書ってよく出てくるんですけども、特にこの草刈りの業務ですね。通常、単年度で契約、請負契約とか結んでいくと思うんですけども、なぜ覚書書にこだわって締結をしてしまってるんでしょうか。この草刈り業務に関して。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 通常、金額が少ない場合は覚書でやるっていうのは、通常今までやってたんですが、今回からは、こういうことがありましたんで契約でやるということで、事務処理を変えていると聞いております。以上です。

○委員長（山本 進君） 補足尋問を続けます。

谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） 先ほど来より、委員さんから、〇〇〇〇証人に対する色々な質問が出てまいりました。私の方からは、できる限り重複しないように質問させていただきます。

それでは、先ほど来より議員の方から〇〇〇〇委員に対する質問がたくさんされております。できる限り重複しないように質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、都市建設部、あなたは都市建設部の次長であらせられましたけれども、高野議員は、あなたの職場には頻繁に来ていたというふうな認識はありますか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 頻繁には来ておりました。朝・昼・夜、1日1回ないしは2回、週に3回、4回と来ておりました。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） それでは、1日に朝昼晩、また必ず1回は来庁してたという話でありますけれども、そのときの内容的なものはどのような話をしたのか、覚えておりますか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 世間話が多かったように記憶しておりますが、箇所付けした工事が遅いとか測量もしてない、そういう場所は早くやってくれということで、お叱りを受けたこともあります。以上です。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） そのときに、都市建設部に頻繁に来たということでありますけれども、自分たちの業務が滞るということは、訪ねた高野議員には話はしなかったのでしょうか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 話はしておりませんが、議会前の忙しいときなどは、ちょっと話をしないで仕事をしていると、「何、今日は忙しくやってるんだい」というような話はされました。以上です。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） 主にそのときでありますけれども、誰のところへ来ていたという認識はありますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 一応事務所の中に入ってきました、部長、私、間空いているわけなんです、その間にパイプ椅子を置いて、そこに座って、私と部長もしくは前にいる道路建設課長、また決裁なんか持ってくる都市計画の課長なんか呼びとめて、いろいろ話をすることがありました。以上です。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員に申し上げます。本委員会、不適切文書作成に関する調査ということですので、証言を求める事項の範囲を超えることがないようにご注意いただきたいと思います。質問を続けてください。

谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） それでは、この不適切文書を作成に当たって、作成をしてしまいました。その意思決定の途中で議員さんに出してしまったと。理由、その理由は何でしょうか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 先ほども申しましたように、出さざるを得ないということです。先ほど大和田委員の方からもありましたが、4時間というのがちょっとありまして、出してしまったということです。断り切れなかった。以上です。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） 状況的には想像はできるところなんです、断り切れなかった。先ほども聞いたんですが、公務員として、この問題を表に出すことに対しての意見も先ほど聞かしていただきましたけれども、その中で、どうしても断れない理由というのが釈然としないんです。それは、断れない。これが不適切文書だということは、後で認定されたんですけども、その時点で全く意識はしてなかったとは言っていないけれども、そういう状況の中で、この文章が出てしまって、この文章を見た人、例えば地域によって配布された人。この人がどのような認識を持つのかということは考えてみましたか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 文書自体が、その区長に呼ばれて出し山の区の公民館で話したことだけなんで、その分に関しては誤解を生むような文書になったと思います。その前後があって、その部分なんで。その部分だけを出して書いたっていうか、それが、それを書いてくれと言われたんで、こっちはそれ

を書いてしまったんですが、その前後がなかったっていうことで誤解はあると思います。以上です。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） この顛末書は、一連の流れが書いてあります。それを最後の部分だけ、特出した形で書いてしまったということでもありますけれども、この地域の方たちは一連の流れは知らないんです。そして、この顛末書以外の話も全く知らない。その中で不適切文書が出回った。これは、地域としては非常に困惑してるんじゃないかと私としては思っておりますけれども、その中で、1つお聞きしたいのは、区長の方から問い合わせがあったときに、先ほどもお話ししたんですが、〇〇〇〇課長と〇〇〇〇次長で説明に行かれた。そのときに、この文章はどういう経緯で、誰が書いたのかというような話を聞かれたということでありました。そのときには、〇〇〇〇課長は、誰が書いたかわからないと言ったそうですが、本当なんですか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） いや、ちょっとその辺は覚えてはいいんですけども、私どものひな形ではないんですが、業務報告書という部分に関しては市で書いた報告書というか、課長に対しての報告書みたいなべた打ちの報告書という認識であります。以上です。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） その後、またお二人で話し合いに出向かれたときに、この文書は私が作成しましたと〇〇〇〇課長が言ったそうですが、これは本当ですか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 文書自体は〇〇〇〇課長の方で作成をしたんですけども、内容については私も確認はしております。以上です。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） それでは、この一連の流れについて、例えば最後の文言で「これは、法的に問題がない。都市建設部長」という文言が入っております。この文言を入れることについて、何の違和感も覚えなかったのでしょうか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 法的に私どもの顧問弁護士に確認したわけではないんで、書いていいものかどうかは不明でした。しかし、文書をくださいという議員さんに関しては、私は弁護士さんに確認して、名前なんかどうでもいいんですよ。それは正当なものなんですよということで確認をとったから、一言入れてくれということで依頼されました。以上です。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） それでは、この業務報告書には、弁護士が確認をとったという文言が入っておりますけれども、市の方の、先ほども聞きましたが市の方の弁護士との確認はとれていないということでもよろしいんですか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） その文書を出した後は、一応こういうのがあるんですけども、これは問題ないですかということで顧問弁護士に聞いたところ、それは名前に関しては問題ありませんということで、答えはもらっております。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） そうすると、この業務報告書の弁護士に相談したというのは、実際に相手方からの話であって、この文言、この業務報告書が出た段階では、部署としては確認をしてなかったということですね。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 確認はしておりませんでした。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） わかりました。以上です。

○委員長（山本 進君） 補足尋問を続けます。次、石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 証人におかれましては、お疲れさまです。

まず最初に、〇〇〇〇証人、当時は都市建設部の次長、現在は総務部の次長ということでありましてけれども、現時点では、次長というポストは、ライン職として位置付けをされてるわけです。そういうふうな職場の中の立場として、都市建設部在職当時、自分の立場として、意思もしくは政策決定の過程の中で、自分の意思の反映というものはきちりされていたのかどうか。この認識をお伺いいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 今回の文書の作成に関しましてですが、名前を出すのはまずいんではないかということで、課長とは相談をいたしております。以上です。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 相談はされたけど、結果的には名前が出てしまったと。名前が出てしまった一番大きな要因といえますか、どっからか指示が出て名前が出たのかどうか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 依頼者から3度ほど、先ほどもありましたが、1回目の文書、2回目の文書、3回目の文書とありましたけども、その都度ここを直してくれということで依頼があつて直したものが最終になったものでございます。以上です。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 先ほど、ご自分と課長とで相談というようなお話がありましたけども、部内の文書ですよ。部長の方にはどういった相談をされたのか、お伺いいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 名前を入れる事に関しては、部長、どうでしょうということで、相談はいたしました。以上です。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） いずれにしろ、決裁文書での決裁を残してはないということですけども、この文書をつくることに当たって、部長の方も了解は得ていたと。全体の流れとしてですね。部長名を出すだけではなくですね。そういうことも部長の方は了解もしくは指示があったのかどうか。そこをお伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 一応指示ということはなかったんですが、作成に関しては、こういうことですよということを確認をとって、出してもいいですかということで、そこでも確認はとっております。以上です。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） はい、わかりました。

次、29年の当初、シルバー人材と契約を草刈りの件でかわしたわけですけども、その当初のシルバー人材センターとの契約の契約期間というのは、いつからいつまでだったんでしょう。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） ちょっと期間はわかりません。申し訳ありません。以上です。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） それでは、29年の6月に出し山地区青年会から草刈りの状況に問い合わせがあって、その後7月に要望書が提出された。そういった一連の中で、出し山地区青年会が、いつから自分たちで草刈りをやりたいんだというような具体的な要求というか、意思の表示はありましたか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 覚書の中では年2回かな、とかになってると思うんで、時期的な覚書の中ではなかったかと思います。以上です。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 私が聞きたいのは、通常こういった契約については単年度契約ということで、わかりやすく言うと4月1日から翌年3月31日までというような契約期間、設けるわけですね。恐らく私の方も見てませんので、シルバーとの契約書見てませんのでわかりませんが、そういう契約を当初かわしておいたにもかかわらず、年度途中でその契約を変更する。シルバー人材にすれば、その一部その部分については契約を破棄されるわけですよ。そういった部分が通常行われるのかどうか、お伺いをします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 市の方の都合での契約変更っていうか契約者の変更っていうのは、通常あり得ないと思います。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） そうすると、当時のシルバー人材センターとの契約の解除決定、決断というのはどなたがなされたのか、お伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 金額的な決裁なんで、きっと部長決裁で契約解除ということだったのかなと思いますけれども、青年会の方で当初区の方に言った条件がそろってし……、そろってしまったというかそろったんで、今までどおり、もう何年もやってるんで区に戻した方がいいんじゃないかということで戻したのかなと記憶してるんですが、その青年会が区の方ではなかったということでもあります。以上です。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 改めてお伺いしますが、シルバー人材センターから出し山地区青年会へ契約を変えた。その決定というのは、次長の決定ですか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） ある程度の金額なんで部長決裁だと思いますが、ちょっと決裁について、ちょっと記憶がちょっとありません。すみません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） わかりました。

それでは、次に移ります。今日のこの調査特別委員会、いわゆる百条委員会が設置をされた以後もしくは分限懲戒の処分がされた以後、次長、○○○○証人に対して接触、この百条委員会に関係して接触もしくは面会とか電話等、そういったことがあったかどうか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 電話は2度ほどありました。気にするなということでありました。接触に関しては、○○○○は脇にいただけなのに何だろうなあということで、元気でやれということでは言われませんでした。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） それは、どなたからそういうお電話があったか、お伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 文書をくださいと言った議員さんです。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） それと、今回図らずも懲戒処分を受けるという立場に立ったわけですが、今回受けたその処分に対しては、ご自身は納得されているのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 区の方に説明するだけの文書だと浅はかに思ってしまったということで、文書管理が上司としてなってなかったということで、処分を受けるのはしょうがないかなということ思っております。以上です。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 最後です。この昨年の4月のシルバーとの契約、それからその後の青年会との

覚書の締結、それから業務報告書の作成、それと〇〇〇〇課長がつくった顛末書の報告。この一連の中の流れの中で、市長の方への経緯の説明というのは、されていたのかどうか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 正式には説明はしていませんでしたが、市長の方は、ある方から聞いて、きっと知っていたんじゃないかなと思ってはおります。市長に呼び出されて市長室に行ったときに、そういう話は、議員さんが何人かいたんですけど、その話は聞いたような気がします。以上です。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） シルバー人材センターから出し山地区青年会へ契約を変えるという、先ほど証人の方は部長決裁だというふうなお話でしたけども、かなり単純にこれまで市で行ってきた契約案件とは違うということだと思うんですけど、それらの経緯について、市長の方としては理解はしてたのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 金額的には部長決裁かもしれないが、今までやっていた業者さんと何らかあつての契約変更、そういうことに関しては、私にも一報入れてもらわないと困りますということで、後でお叱りは受けました。以上です。

○委員長（山本 進君） ほかにご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ないようですので、以上で〇〇〇〇証人に対する尋問は終了しました。〇〇〇〇証人におかれましては、長時間ありがとうございました。退室していただいて結構でございます。

〔証人退室〕

○委員長（山本 進君） 暫時休憩いたします。午後1時30分からの再開といたします。

〔 休 憩 〕

○委員長（山本 進君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、〇〇〇〇証人に入室していただきます。

〔証人入室〕

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人におかれましては、お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、または、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき

き及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。それ以外は証言を拒むことができません。もしこれらの正当な理由なく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上のことをご承知おきいただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴の方々、報道関係者の方々も含めまして、全員ご起立願います。

[全員起立]

○委員長(山本 進君) 宣誓書の朗読をお願いします。

○証人(〇〇〇〇君) 宣誓書。良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成30年8月8日。証人・〇〇〇〇。

○委員長(山本 進君) ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、証人は宣誓書に署名・捺印をお願いします。

[署名・捺印]

○委員長(山本 進君) 証人に申し上げます。これより証言を求めることとなりますが、証言を求められた範囲を超えないこと。また、ご発言の際は、その都度委員長の許可を得てなされるよう、お願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のままで結構でございますが、お答えの際は起立をして発言願います。

次に、各委員に申し上げます。委員の発言は証人の人権に配慮されるよう、お願いいたします。また、不規則発言等、議事進行を妨げる言動のないよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、これより〇〇〇〇証人から証言を求めます。最初に、委員長より所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言を願うことにいたします。

初めに、人定尋問を行います。まず、あなたは〇〇〇〇都市建設部参事ですか。

〇〇〇〇証人。

○証人(〇〇〇〇君) はい、そうです。

○委員長(山本 進君) 続きまして、生年月日及び年齢については、事前に記入していただきました

確認事項記入票のとおり間違いございませんか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） はい、間違いございません。

○委員長（山本 進君） それでは、委員長から共通事項についてお聞きをいたします。

初めに当該文書が作成された際のご自身の所属と役職名についてお尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 当時は都市建設部長をしておりました。

○委員長（山本 進君） 次に不適切文書作成の経緯について、何点かお尋ねしてまいります。

初めに、文書は、いつ、誰が、誰の指示で作成したのか、お尋ねいたします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 作成時期はたしか12月の末だったと思います。高野市議員の方から作成をしてほしいと依頼がありましたので、作成をしております。

○委員長（山本 進君） 既にお答えいただいたと思いますが、確認いたします。文書の作成を依頼した議員とは誰か、再度確認を、お尋ねいたします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 高野議員でございます。

○委員長（山本 進君） 次に、直接議員からの求めがあったのか、お尋ねします。それは直接でしたか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 直接でございます。

○委員長（山本 進君） このように議員や一般市民の求めにより書類を作成し提供することがあるかどうか、お尋ねいたします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 内容的にもよりますけども、あった場合にはお渡しすることもございます。

○委員長（山本 進君） 次に、組織としての不適切文書作成へのかかわりについて、何点かお尋ねしてまいります。

初めに、文書の作成・提供に当たり、部内の部内協議があったかどうか、お尋ねいたします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 作成に当たりましては、担当の都市計画課長、それと都市建設部の次長と協議をして作成しております。以上です。

○委員長（山本 進君） 文書の作成に際し、上司、同僚等に相談をしましたか。お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 直接の上司となりますと副市長、市長となりますけれども、相談はしてございません。

○委員長（山本 進君） どのような命令系統で文書の作成が指示されたのか、お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 時期的なものちょっと忘れてしまいましたけども、高野議員が市役所の方に来られて、担当課長と次長と私の前でお願いをされたということでございます。

○委員長（山本 進君） 文書は、内部決裁等必要な手続を踏んだものかどうか、お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 内部決裁はとってございません。私の判断で作成をいたしました。

○委員長（山本 進君） 文書の内容と文書を提供することは、最終的に誰が判断したのか、お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 当時の部の長である私でございます。

○委員長（山本 進君） 続きまして、個人情報保護への認識について、何点かお尋ねしてまいります。

初めに、文書に記載された個人情報についての認識はどのようなものであったか、お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 個人名の記載につきましては、当初は記名しておりませんでした。たしか市側と区側という明記だったと思います。その後、高野議員の方から、この内容では、誰が何を話したかわからないということもございまして、わからないので役職名と個人名を入れてほしいというような依頼がございましたので、明記をしたということでございます。

○委員長（山本 進君） 先ほどの質問で証言をいただいておりますが、改めて確認させていただきます。市民の個人名を明記するに至った経緯について、改めてお尋ねいたします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 当初は入れてなかったんですけども、状況が状況ということもあり、なぜ作成したかということについては、出し山地区青年会の方が東府中区との話し合いに使う資料ということに使うと思っておりまして、役職名と個人名を記入させていただいたということでございまして、個人情報保護への認識がなかったということではございません。

○委員長（山本 進君） それでは、完成した文書を誰に渡しましたか。お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 高野議員でございます。

○委員長（山本 進君） そして、提供した文書が、その後どのように使われるかを考えたのでしょうか。お尋ねいたします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 先ほども申し上げましたけれども、東府中区との話し合いの資料とするのだと思っておりまして。以上です。

○委員長（山本 進君） 当該文書への加筆は誰が行ったか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

〇証人（〇〇〇〇君） 修正加筆については、担当の課長の方で修正を加えたということでございます。そのことについては、私も承認しております。

〇委員長（山本 進君） 加筆された文書が地区に配布されたことは、いつ、どのように知ったか、お尋ねいたします。

〇〇〇〇証人。

〇証人（〇〇〇〇君） 配布されたというのを知ったのは、恐らく4月に入ってからだと記憶してございます。それも今泉市長の方から直接連絡がございました。以上です。

〇委員長（山本 進君） それでは、地区に配布されたことを知った後、どのような対応をとられましたか。お尋ねします。どのような対応をとったか。

〇〇〇〇証人。

〇証人（〇〇〇〇君） 担当課長と次長の方で東府中区の方に話を伺いに行ったというふうに記憶してございます。

〇委員長（山本 進君） 続きまして、公務員としての自覚について、何点かお尋ねしてまいります。作成・提供しようとした文書が不適切文書であるとの認識はあったかどうか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

〇証人（〇〇〇〇君） 不適切文書だとは思ってございません。事実を書いたということだろうと思うんですけども、それを承認したということでございますが、特定の地域にまかれるというような事態が起こってしまったと。これは思いもよらないことではございまして、そのことについては、大変地域、特定の地域の皆様に大変ご不満・ご不快・ご迷惑をおかけしたということで、心より反省しているところでございます。以上です。

〇委員長（山本 進君） 業務の一環として作成した公文書としてこの文書を作成したという認識はあったかどうか、お尋ねいたします。

〇〇〇〇証人。

〇証人（〇〇〇〇君） 公文書だとは思ってございません。

〇委員長（山本 進君） 議員からの依頼を断ることはできなかったのかどうか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

〇証人（〇〇〇〇君） 今回に関しましては、東府中区と出し山地区青年会と話し合い、折り合いがつかなかったということで年末を迎えたというせっぱ詰まった状況がございまして、担当課としてもどうかこの問題を解決して、覚書を締結して執行したいと考えていたと思っております。以上です。

〇委員長（山本 進君） これまでに同様の依頼があったかどうか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

〇証人（〇〇〇〇君） 通常は、こういった交渉録、経過の内容等についての作成提供というのは行ってございません。以上です。

○委員長（山本 進君） 職務としての認識があったかどうか、お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 先ほども申し上げましたとおり、一日でも早くこの問題を解決して、執行しなくちゃならないと、そういう思いがございました。以上です。

○委員長（山本 進君） 私から、最後の質問です。公務員としての自覚について、お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 今さらながらの弁明になりますけれども、当時の担当部長として、まことに短慮軽率な判断をとってしまったと、深く反省をしているところでございます。この場をおかりして、深くおわび申し上げたいと思います。以上です。

○委員長（山本 進君） 委員長からの共通事項尋問については、以上とさせていただきます。

次に、各委員からの補足尋問を行います。委員におかれましては、証言を求める事項の範囲を超えないことや、時間等に十分留意をお願いいたします。

初めに関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 証人に求める前に、顛末書と業務報告書の提出をいただいておりますので、それに基づいて質問をいたしたいと思います。そして、顛末書には作成者は○○○○、そして上司確認欄に○○○○部長の印が押してあります。まず、これは平成30年5月11日作成になっておりますが、それを作成したときに、作成の協議に参加していたのは、事実ですか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 作成の協議というよりも、○○○○課長の方が記憶をたどりながら作成した文書だと思っておりますので、協議には参画してはございません。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 顛末書を読みますと、平成29年の11月10日、11月20日、11月24日と3回、出し山地区青年会会長を再度訪問してるんです、3回ね。そして、東府中地区と話し合いをお願いしたが必要なしと言われたと。これについて、部長は部下から報告を受けておりますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 報告は受けてございます。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 3回訪問いたしまして、どのような結果の報告を受けましたか。

○委員長（山本 進君） ○○○○参考人。

○証人（○○○○君） ちょっと記憶が定かではないんですけども、話し合いにならないというようなことの報告を受けてございます。

○委員長（山本 進君） 先ほどの私の発言、訂正させていただきます。○○○○証人。失礼しました。
関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） その後、平成29年11月29日、高野議員宅に出し山農村公園の草刈り

の覚書の変更をお願いしたところ、4時間にわたって怒られたと。それは、報告を受けておりますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 報告を受けてございます。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） その際、上司として連絡はなかったですか。訪問した部下から、4時間の間に部長には何の連絡もなかったですか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 4時間の間には連絡が入って、私とたしか○○○○公室長、当時の、2人で高野議員宅に訪問をしてございます。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 今、○○○○公室長と部長がその4時間の間に来訪して、どのような話をされましたか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 内容的には、道路のお願いをされてる地元からの要望の進捗状況であるとか、先ほど申しあげました東府中地区からは何を言われたのかというような内容だったかと記憶してございます。以上です。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） その後、4時間後に部に帰ってきたと思うんですが、そのときにどういったことがこの4時間の中に起きていたのか、部下から報告はありましたか。

○委員長（山本 進君） ○○○○参考人。○○○○証人。失礼しました。訂正します。

○証人（○○○○君） 部下からの報告といたしますか、私と○○○○公室長で行っておりますので、大体的話は聞いてございます。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） ここに4時間怒られると顛末書に書いてあるんですが、先ほど部長が答えたのは道路の進捗状況とか、ちょっと違うと思うんですが、どういったことを怒られたのか。内容ですね。お伺いします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 私の場合は怒られたというような認識はございません。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） この不適切文書を作成するに当たって、当然部署内で協議をしたと思うんですが、この最終的な業務報告書を見て、部長はこれでいいと認めて、課長に指示というか了解を、承認をしたんですか、課長に対して。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） そのとおりでございます。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） それで、3人で協議をしながら業務報告書を作成して、その途中、何回も依頼があって直させられたと。そのときに、個人名が出たり、何か違法性のある文書になってったという認識はありましたか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 先ほども申し上げましたとおり、東府中区との話し合いに使用するための資料だというふうに思っておりましたので、違法性があるとはまでは思っておりませんでした。以上です。

○委員長（山本 進君） 補足尋問を続けます。

大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 顛末書の中に、顛末書の3番の「原因、動機」というところに、断り切れなかったのがこの文書を、業務報告書を渡したということの動機なんですけれども、○○○○部長自身も断り切れなかったから出したってという認識でよろしいのか、それとも違うのか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 状況が状況だけに、一日でも早くこの問題を解決して執行したいと考えておりましたので、そういう意味からすると、断れないだろうというような判断を私がしたということがございます。以上です。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 先ほど共通尋問の中で、最終的な判断は誰がした、私がしましたということでありました。決裁はとっていないということなんですけれども、市長や副市長に、この文書自体の作成に対して相談はしていなくても、その過程の中でいろんな報告・連絡・相談があったと思うんです。そういうものは、当然副市長や市長にされていたのか、伺います。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 今さらながらになりますけれども、本来であれば、今思いますと、上司である副市長、市長の方に相談をしながら文書を作成して、提供すべきだったと反省しておるところでございます。以上です。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 文書を作成することを相談したかということではなくて、その前の段階から、4月からずっと顛末書に時系列で書かれていますけれども、その中でこういう問題が東府中地区で出てますというようなご相談、相談や連絡、報告は当然されると思うんですが、それはされてなかったんですか。文書の件ではなくて。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 今回の草刈り業務の件につきましては、相談は一切してございません。報告もしてございません。以上です。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 業務報告書は3回修正をされて、最初の起案されているものから最終的に高野議員に渡したもので4枚、手元に請求をしたのであるんですけども、最初〇〇〇〇部長がおっしゃるように、個人名が入っておりません。入ってるのは、職員のお名前とあと議員の方のお名前が入ってるんですが。入ってなかったんですが、わかりやすく書くために個人名を記載して、誰が何を言ったのかということを確認してほしいという要求があったと思うんですね。

その中で、個人名を入れることにちゅうちょされるようなお気持ちになかったのか。もしくは、そういう本当にこの名前を入れたもので手渡してしまっていていいのかっていうような思いはなかったのか、伺います。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 個人情報となるものでございますので、多少なりともちゅうちょはございました。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 次に、この文書は不適切文書ではないということの認識だということでお答えされましたけれども、処分の理由を見ますと、不適切文書というのをどこにも書いて実際はないんです。市長のコメントの中でも、文書の不適切な取り扱いによって、市民の皆さんにご迷惑かけたと。コンプライアンス、法令の遵守と再発防止を徹底してやっていきますというような書き方なんですけれども、実態としては、この文書が地区に配布をされて、配布をした方が見れば、我々が公文書でないと言っても、市民は業務報告書、しかも〇〇〇〇部……。〇〇〇〇部長の名前は出てませんけれども、都市建設部長名。お墨つきをいただいたような、そういう文書が地区に配布をされれば、公文書というふうに市民が認識をしてしまうと思うんですけども、そういうことは全く考えなかったのか、伺います。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 当時の状況といたしましては、そこまでは考えが至らなかったということだろうと思います。以上です。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） このことが大きくターニングポイントで動いていくのは、平成29年11月29日あるいは平成29年12月5日なんですね。平成29年11月29日には、高野議員のところに呼び出されたと。覚書書の変更をお願いしたところ、怒られた。括弧して4時間ということで書かれてるんですが。そちらの2人の職員が行って、その後、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが行ったということでもよろしいのでしょうか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） そうでございます。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） こちら起案されたのは、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇課長だということ書かれておりますけれども、確認印が出ております。ここに〇〇〇〇部長と次長の確認印があるんですが、

怒られたって書いてあるんで、例えばそれ、どういうふうに怒られたのかとか、当然この顛末書が出る前にもどういう話し合いがあったんだということを確認を、〇〇〇〇さんや次長に確認されると思うんですけども、それはどういうふうにおっしゃってたのか、2人は。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 覚書の内容等について、東府中区からとやかく言われるようなものではないよな、たしか内容で怒られたのかなというふうに思います。記憶定かではございませんが。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 実際に上司に、〇〇〇〇部長、2人からすれば上司に当たりますので、こういうことを言われて、自分自身は業務報告書を出さざるを得ない状況になっていったとか、そういうお話はなかったのか。具体的にどういうふうに怒られたのかっていうことは、伺ってますか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 私は怒られてございませんので、その件については、きっと〇〇〇〇課長と〇〇〇〇次長がわかっているのかなと思ってます。以上です。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） その報告というか確認はされなかったのかっていうことを伺いたいんです。〇〇〇〇部長が怒られたかどうかっていうことではなくて、2人が部長に報告をされたと思うんですけども、どういうふうに具体的に怒られたのかっていうことは確認されているのか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 具体的に怒られたという内容は聞いてございません。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 出し山地区青年会というのが顛末書に何度も出てきます。平成29年6月以降からの記載の中で出てくるんですけども、出し山地区青年会ということは以前から知っておられましたか、その名称や存在が。認識していたのか、伺います。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 以前からはあったというふうな認識はしてございません。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） そうしますと、今回草刈りの業務を覚書書で締結をしていくのに、実態がわからないところと、認識がない、または調べられたんでしょうか、どういう組織であるということ。部で調べられたんでしょうか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 担当課長の方で調べていると思ってます。覚書を取り交わすときにも、地元の青年会の方から要望書が出されておりますので、それに基づいて覚書を締結したということだと思ってます。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 地区の草刈りや管理等について、地区、その地区ではなくて、青年会や他の団体と直接市が契約を交わすことは、この件以外あるんでしょうか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 要件を満たせばあり得るというふうに思っております。

○委員長（山本 進君） 大和田委員。

○委員（大和田寛樹君） 最後の質問ですけれども、この文書、当然必要な手続を踏めば提供できると思うんですけれども、都市建設部長と入った文書について提供する際に必要な手続とは、本来どういうことがあったんでしょうか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 都市建設部長名で出すときには、やはり市長まで決裁をとるべきだったと思っておりますけれども、今回の文書に関しては、部長印も押してないということで決裁をとらなかったということでございます。

○委員長（山本 進君） 補足尋問を続けます。

谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） それでは、私の方から質問をさせていただきます。

○○○○証人は、都市建設部の部長として、長く職務を遂行してきたと思っております。その中で、高野議員との……。失礼しました。その中で、高野議員との関係、証人はどのように思っておりますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 今の質問は、事実証言と異なるような質問かと思うんですけれども。

○委員（谷田川 泰君） 聞こえなかった。

○委員長（山本 進君） 証言の範囲を超える事項の質問ではないかということが証人からあったんですが。

○委員（谷田川 泰君） はい。

次に、都市建設部として、部の中に高野議員は頻繁に来ていたという認識はありましたか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 一昨年ございました。中でも、○○○○（団体名）などから非常に恫喝・脅迫されてるという時期がございまして、そういったことも含めて、数えるほど市役所の方には来ていたというふうに記憶してございます。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） 先ほどの証言の中で、○○○○（団体名）というところから市役所に対していろんな攻撃といいますか質問があった。その中で対処をしたということなんですけれども、高野議員と2人で対処をしたということで理解していいんですか。

○委員長（山本 進君） これは証言を求める事項の範囲を超えてると思いますので、谷田川委員に申し上げますが、質問を変えてください。

○委員（谷田川 泰君） それでは、この顛末書の中に入っております去年の29年3月の段階で、東府中区の方に、本年度からはシルバー人材センターといいますか市役所の方で草刈りをやるという話が出て、そのとおり6月もしくは7月上旬に実施されたということでもあります。

その後、出し山地区青年会というところから、どのような問題を解決すればこの草刈りができるのかというような話があったということなんですけれども、その報告、要望書が出た時点で、部長としてどのようなお考えをお持ちであったか、お聞かせください。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） この件につきましては、当初シルバー、一昨年のも他部署での事故をきっかけに刈払機の講習、そういったものを受けて、安全性が確保できれば問題ないだろうということで、○○○課長とも話をし、出し山地区青年会の方に覚書を締結して出したということでございます。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） そうすると要望書があって、この日程を見ますと、1週間足らず、10日間隔ぐらいの間に覚書が締結されたというふうな記載がございます。その中で、東府中区に対して、まず時間があつたと私は認識してるんですが、なぜこういう出し山地区青年会から話がありました。区長はこのことをご存じですか。また、区に対してのきちっとした報告というのがしていなかったと、失念したという話もこの中に入っておりますが、部長としてその辺の見解はどのように思っておりますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 区への連絡、非常に遅れましたことを大変申し訳なく思っております。以上です。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） それと、今回このような、先ほども証人が答えておりましたけれども、これは公文書ではないという認識であったという話であります。しかしながら、これが公文書ではないという判断は役所の中だけの判断でありまして、地域としては業務報告書。これは公文書ではないという感覚を持った人は少ないんじゃないかと私は思っております。その辺の部長としてのこの配布された後の認識は、区はどのように思ったかということを確認できると思いますか、自分でどのようにしてその問題を見ておりましたか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 先ほども申し上げましたけれども、大変ご迷惑をおかけしたということでございます。今さらながらになりますけれども、深くおわび申し上げたいと思っております。以上です。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） 最後の質問なんですけれども、この一連のこの問題、もう1年以上経過しております。その中で、出し山地区青年会と東府中区の話し合い、これが1回も持たれなくてこのような状況に陥ったと。そのことに対して、例えば高野議員であるとか東府中区の区長であるとかに、もっと積極的な働きかけをする意思はあつたのか。すればよかつたのかなというふうな思いはありませんか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 今回の件につきましては、出し山地区青年会の方には幾度となく話し合っ
てほしいというようなことをお願いしてございました。ですので、今回は話し合いに至りませ
んでしたけれども、問題が問題ですので、東府中区としても自ら話し合いをしようとい
うような働きかけがあってもよかったのかなと、私は個人的にはそう思っ
てございます。以上です。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（山本 進君） 傍聴人に申し上げます。静粛をお願いいたします。

谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） 今の証言では、東府中区ももう少し積極的に働きかけを
してもよかったのではないかというような答えでありますけれども、この問題に
至る経緯は、最初から話し合いの場が持てるような状況であったと認識して
ましたか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 最初からというようなことは考えも及ばなかったとい
うことでございます。事が事だけに、何事もする暇もなく進んでしまっ
たというようなことなんだろうなと思っ
てます。以上です。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） この問題に関しては、両方の意見をもう少しきちん
と聞くべきであったと、私は認識してはいますが、その辺のお考えはあり
ますか。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員に申し上げます。ちょっとこれ、証
言を求める事項の範囲を超えてるというふうに思われますので、その質
問は取り下げてください。

○委員（谷田川 泰君） はい。

それでは、以上です。質問を終わります。

○委員長（山本 進君） 補足尋問を続けます。

石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 私で最後ですので、もうしばらくおつき合いを
いただきたいと思います。

まず最初に、出し山農村公園の芝刈りの件につきまして、平成29年度、
当初はシルバー人材センターと契約をされたということでもあります
けれども、当初の契約期間はいつからいつまでだったのか、お伺い
いたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） ちょっと記憶にございませんが、1年間だったと思
います。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） それから、証人の方では、先ほどから再三この
問題、一日も早く問題を解決をしたいというようにお話をされてるか
と思います。その際に、どういった認識のもとで、年度途中で、本
来であれば今、証人がお話しされましたように、基本的には単年度
契約で4月1日から3月31日の

1年契約というのが基本であると思います。これが年度途中でシルバーとの契約を解除をして、出し山地区青年会と年度途中で契約を取り交わしたと。そういったところ、どういった理由があったのか。お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） この草刈り業務等については、もともと出し山農村公園ができたときから、区の方をお願いをしていたというような経緯がございますので、安全性が確保できたということで切りかえたということだと思います。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 契約というのは、そもそも信義に基づいて行われるものかと思います。もちろん今、証人がおっしゃられた理由も理解できる場所もあるんですけども、シルバー人材と当初契約した1年間という部分を履行しないで、途中で出し山地区青年会と契約を変更してしまうというのには、よほど大きな理由があるのかなというふうに思うんですけども、そういったところ、もう一度お伺いしますけども、そういうことに関して青年会の方もしくは高野議員の方から強い圧力があったのかどうか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） シルバー人材の方、先ほど1年間というふうに申し上げましたけども、1年間ではなくて、たしか1回ごと、単発的にお願いしていたのかなというふうに思います。これもちょっと今日資料がないので、何ともお話しできませんけども。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） それらについては、今後また改めて調査の方、行きたいと思いますが、最初の証言の中で、単年度契約、1年間の契約というお話であったものですから、それでお伺いをしたんですけども、通常であれば、今回出し山地区青年会という組織ができて、刈り払い機の講習会を受けて、ある程度事業を実施する準備ができた……。

〔傍聴席で発言する者あり〕

○委員長（山本 進君） 傍聴人に申し上げます。静粛をお願いいたします。

○委員（石橋保卓君） ……言いながらも、あと半年というか、今年の4月まで待つていただくというふうなお考えはなかったのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） もともと東府中区でやられてたということもございますので、1年間シルバーにお願いするというようなのは適当ではなかったのかなということで判断をしたと思ってます。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） そういうお答えを聞くと、契約に対する認識についてちょっと疑問を抱かざるを得ないんですけども、それは今後資料の方の請求をして、ちょっと調査をしてみたいと思います。

それでは、29年の11月29日、顛末書で言うところの○○○○次長と○○○○課長が、高野議員

宅で4時間怒られてたというところで、先ほど証人から、〇〇〇〇公室長と〇〇〇〇部長とで出向いたというお話を伺ったんですけども、これはあれですか。自ら出向いたのか。それとも職員の方から連絡があったのか。もしくは高野議員の方から連絡があって出向いたのか。どちらなのでしょう。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 記憶では、〇〇〇〇課長の方から連絡があって出向いたというふうに記憶してございます。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 記憶の範囲の中になってくるんでしょうけども、証人が出向かれた、滞在されてた時間、何時から何時ぐらいまで滞在されてたのか、お伺いいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） たしか1時間半ぐらいだったかなというふうに記憶してございます。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 時間帯は何時ぐらいだったのでしょうか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 記憶では7時半から8時ぐらいに伺ったような記憶がございます。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） それは、午後の7時半から8時ということでしょうか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） そうです。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） わかりました。

それでは、今調査特別委員会、いわゆる百条委員会が設置された以後もしくは懲戒処分を受けた以後、高野議員の方から接触、面会とか電話というものがあつたかどうか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 面会は数えるほどあつたかと思えます。その他連絡というものはございません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） その面会の内容というのはどういった内容だったのか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 高野議員の方からは、懲戒処分を受けてしまって大変だったなというような言葉をかけていただいたかと思っております。以上です。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） それと、今回図らずも懲戒処分を受けてしまった立場に立たれたわけですけども、今回の懲戒処分に対して納得はされていますか。お伺いいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 委員長、事実証言には関係ない質問だと思いますので、修正願えればと思います。

○委員長（山本 進君） 資料請求で、懲戒処分の経過について、資料、文書を受領してますので、それにかかわる質問ということで、証言いただきたいと思います。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 今回の処分については、7月の下旬、公平委員会の方に不服申し立てを行ってございます。以上です。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） それでは、最後の質問に入ります。

ここ一連の部分について、昨年4月シルバー人材センターへ契約を締結して以降、この一連のことについて、市長の方には相談・報告というのはされていたかどうか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 先ほどもお答えいたしましたけれども、市長の方には相談・報告はしてございません。以上でございます。

○委員長（山本 進君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ないようですので、以上で〇〇〇〇証人に対する尋問は終了しました。

〇〇〇〇証人におかれましては、長時間ありがとうございました。退室していただいて結構でございます。

〔証人退室〕

○委員長（山本 進君） 暫時休憩します。5分程度といたします。

〔 休 憩 〕

○委員長（山本 進君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、〇〇〇〇証人に入室していただきます。

〔証人入室〕

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人におかれましては、お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしく願いいたします。証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、または、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき及

び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出願います。それ以外は証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由なく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上のことをご承知おきいただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴の方々、報道関係者の方々も含めまして、全員ご起立願います。

[全員起立]

○委員長（山本 進君） 宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（〇〇〇〇君） 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成30年8月8日。証人・〇〇〇〇。

○委員長（山本 進君） ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、証人は宣誓書に署名・捺印をお願いします。

[署名・捺印]

○委員長（山本 進君） 証人に申し上げます。これより証言を求めることとなりますが、証言を求められた範囲を超えないこと。また、ご発言の際は、その都度委員長の許可を得てなされるよう、お願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは着席のままで結構でございますが、お答えの際は起立をして発言願います。

次に、各委員に申し上げます。委員の発言は、証人の人権に配慮されるようお願いいたします。また、不規則発言等、議事進行を妨げる言動のないよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、これより〇〇〇〇証人から証言を求めます。最初に、委員長より所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言を願うことにいたします。

初めに、人定尋問を行います。まず、あなたは〇〇〇〇八郷総合支所長ですか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） はい、そうです。

○委員長（山本 進君） 続きまして、住所、生年月日及び年齢については、事前に記入していただき

ました確認事項記入票のとおり間違いございませんか。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 間違いございません。

○委員長（山本 進君） それでは、委員長から共通事項についてお聞きをいたします。

初めに、一部事務組合に派遣されていた期間と、派遣先での役職名をお尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 平成28年4月1日から平成28年9月30日まで、一部事務組合湖北環境衛生組合事務局長でございました。

○委員長（山本 進君） 次にお尋ねします。当該文書を作成した際のご自身の所属と役職名をお尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 八郷総合支所長でございます。以上です。

○委員長（山本 進君） 次に、まず不適切文書作成の経緯について、何点か質問させていただきます。

初めに文書の作成を依頼した市民とは、誰であったのか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 私が湖北環境衛生組合に所属していたとき、清掃業務委託をしておりました柏山浄化プラント対策委員会の委員長でございます。以上であります。

○委員長（山本 進君） その依頼、市民からの依頼があったわけですが、その依頼はいつあったんですか。お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 平成29年に入ってからと記憶しております。

○委員長（山本 進君） その依頼の内容はどのようなものであったか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 当時、湖北環境衛生組合に業務委託をする際に、それまで覚書というものを契約書のかわりにつけていた経緯がございまして、正式に契約をするには契約書を取り交わさなくてはならないというようなことで、契約書を新たにつくるに当たりまして、今まで覚書でやっていたものを、今度はその契約書をつくるためになくなってしまうというようなご心配をなされてたので、そういうことはございませんということで、その当時、私が答えたものを後に文書にさせていただきたいというふうなことで、依頼がありました。以上です。

○委員長（山本 進君） その市民とは、以前より面識があったのでしょうか。お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） その当時の代表の方でございまして、私が一部事務組合にいたときに面識はありました。以上です。

○委員長（山本 進君） これまでに同様の、同じような趣旨の依頼があったかどうか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） それは、ございません。以上です。

○委員長（山本 進君） 次に、なぜ派遣当時の職名を使い、日付もさかのぼる必要があったのかどうか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 当時、私が覚書がなくなってしまうようなことをお伝えしたことは私も記憶しておりましたので、安易に考えてしまって作成いたしてしまいました。

○委員長（山本 進君） その依頼を受けて、断ることはできなかったのかということをお尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） そのときに、私もよく考えれば、このようなことはなかったかなと思うんですが、当時はそういうことでお伝えしたと、なくなることはないですよっていうことで伝えたことは自分でも記憶しておりましたので、それが先行してしまって、こういう形になってしまったんだと思います。

○委員長（山本 進君） 次に、組織としての不適切文書作成のかかわりについて、何点かお尋ねをいたします。

初めに、文書作成に当たり、前部署などで誰かに相談をしたかどうか。お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 相談してございません。

○委員長（山本 進君） 次に、文書は内部決裁等必要な手続を踏んだものかどうか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 当時は、決裁をいただいております。

○委員長（山本 進君） 文書の内容と文書を提供することは最終的に誰が判断したのか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 自己判断してしまいました。

○委員長（山本 進君） 次に公務員としての自覚について、何点かお尋ねします。

まず、文書作成権限の有無の認識があったかどうか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 通常であれば、よく考えて文書を作成するところがございますけれども、この文書に関しましては、安易に作成してしまったということがございます。

○委員長（山本 進君） 文書作成に当たって、公文書を作成したという認識があったかどうか、お尋ねします。

〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 作成した文書に関しましては、公文書というよりも、私の伝えたものだけちょっと認識してしまって、公文書という意識が、そのころにはなかったと思います。

○委員長（山本 進君） 作成して提供しようとした文書が、不適切な文書であるという認識はあったかどうか、お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） この公になって、気がついたというようなところでございます。

○委員長（山本 進君） さらにお尋ねします。完成した文書を誰に渡したのか、お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 当時の対策委員長だと記憶しております。

○委員長（山本 進君） 文書を渡した後、当該文書がどのように使われるか、確認をしたかどうか、お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 確認はしてございません。

○委員長（山本 進君） 最後にお尋ねします。公務員としての自覚について、お尋ねします。

○○○○証人。

○証人（○○○○君） 公務員といたしまして、このような不適切な、私の至らないっていうところも言ってきておるところでございますけども、本来であれば、市民の奉仕者であるということをもう少し認識するべきだったと思います。

○委員長（山本 進君） 委員長からの共通事項尋問については、以上とさせていただきます。

次に、各委員からの補足尋問を行います。委員におかれましては、証言を求める事項の範囲を超えないことや、時間等に十分に留意を願います。

初めに関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 不適切文書作成の依頼を受けたのは、柏山浄化プラント対策委員会の委員長と言われましたが、その委員長の名前はわかりますか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 下の名前はちょっと忘れてしまったんですが、○○○○さんという認識です。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） この対策委員会の委員長である○○○○さんから依頼があって作成してしまったという証言ですが、どこで、場所ですね。どこで依頼の話をしたのか。依頼を受けた話をしたのか、お伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 依頼されたのは、当時支所でございます。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 八郷総合支所で依頼を受けたと。○○○○委員長から依頼を受けたと。そのときに、周りに同行した方はおりましたか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（〇〇〇〇君） 私のところに来たのは1人だけです。以上です。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） その依頼があったのは、先ほど委員長から質問された中で、確実な答弁はなかったんですけど、平成29年のいつごろだったのか。おおよそ、記憶の中でですね。もう一度確認したいんですが。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 申し訳ございません。ちょっと日付については覚えてございません。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 八郷総合支所に〇〇〇〇委員長がお見えになって、〇〇〇〇総合支所長に話をしてきたんだと思いますが、そのときに、部署ですか。部署で何人かの方は見ていたと思いますが、その見ていた方は何人かおりましたか。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 見ていたというのは、ちょっと認識してございません。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 安易に文書を日付をさかのぼってつくってしまったということは深く反省しているということでございますが……。ほかに……。それは、1回だけの依頼だったのか、何回かあったのか、お伺いいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 1回でございます。

○委員長（山本 進君） 関口副委員長。

○副委員長（関口忠男君） 公文書……。不適切文書作成ですね。これを作成するときには、日付をさかのぼってつくっている自分に対して、違法性という認識はなかったのか、お伺いいたします。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 認識は欠けていたと思います。

○委員長（山本 進君） 補足尋問を続けます。

新田委員。

○委員（新田 茜君） それでは、私から質問させていただきます。

提出いただいた書類が少ないのでちょっと難しいんですが、何点か質問させていただきます。

まず、平成30年の6月19日、プレスリリースで報道発表がなされた市側の報告の中で、市長のコメントの中に、本市職員の文書の不適切な取り扱いによる不祥事という報告がなされております。この文書の不適切な取り扱いについて、どのような認識をお持ちなのか、まず伺います。

○委員長（山本 進君） 〇〇〇〇証人。

○証人（〇〇〇〇君） 先ほども申し上げましたけど、その当時そういう意識が欠けていたということ、処分っていいですか、それがあってから、再度自分でもこういうことが欠けてたなということで、

深くこれは反省しております、その報道があった朝、私の関係するっていいですか、かかわってるところの職員に朝おわびに行ったところでございます。

○委員長（山本 進君） 新田委員。

○委員（新田 茜君） 提出をいただいた書類も手元にあるんですけど、それを見ますと、「柏山浄化プラント対策委員会委員長様」ということで作成がされておりますけれども、ここに局長名が最後に記載されております。このような文書を提供する際に……。

[傍聴席で発言する者あり]

○委員長（山本 進君） 傍聴人に申し上げます。静粛に願います。

○委員（新田 茜君） 局長名が記載された文書を提供する際に、必要な手続はあるのかどうかを確認いたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 正式であれば、やはり決裁をとりまして、それから提出……、提供するという形が本当なのかなという認識です。

○委員長（山本 進君） 新田委員。

○委員（新田 茜君） ちょっと委員長質問に重複するかもしれないんですけども、確認の意味で伺います。今回は、この文書の作成及び提供において、自分個人の判断で行ったのか、もう一度確認をします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 自分の判断で行ってしまいました。

○委員長（山本 進君） 新田委員。

○委員（新田 茜君） その際に、なぜ誰にも相談をしなかったのか、伺います。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） そこまで、自分としては至らなかったと思うんですが、自分ということしか考えられなかったというところです。

○委員長（山本 進君） 新田委員。

○委員（新田 茜君） それでは、この作成した文書の必要性について、どのように捉えているかということをお聞きしたいんですけども、○○○○さん自身が必要だと思ったから作成したのか。それとも依頼者が必要だと言うから作成したのか、その点をお伺いします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 依頼があったということと、あとは書いてある内容について、私が口頭でその委員長の方に伝えたということが先行してしまったということです。

○委員長（山本 進君） 新田委員。

○委員（新田 茜君） この作成した文書、どのように使用されるかの確認をしなかったということで、先ほど委員長の質問にお答えしていたんですけども、確認はしなかったけれども、この文書がどのよ

うに使用されるかというのをお考えになりましたでしょうか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） そこまで考えておりませんでした。

○委員長（山本 進君） 新田委員。

○委員（新田 茜君） 最後にお伺いをいたしますが、この文書作成は、職員の業務として行ったのか。そこに個人的な感情があつて、おつくりになったのかを最後にお聞きします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 多分個人でそのことを言ってしまったということも頭にあつたと思います。

○委員長（山本 進君） 補足尋問を続けます。

谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） それでは、私の方から○○○○証人に対して、何点か質問をさせていただきます。

この文書作成に当たっては、○○○○証人は部署的には八郷支所長という立場でありました。違う職場にいて、以前の職場の内容と違いますか職場の仕事に対して、そのときは○○○○対策委員長から依頼があつたということなのですが、これは違和感は覚えなかったのでしょうか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 私に欠けてたと思います。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） それでは、それを対策委員長の○○○○様に渡す際に、このことは湖北環境衛生組合の事務局へは連絡・報告はいたしましたでしょうか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） いたしておりませんでした。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） それでは、前職場での文書を書いたことについて、今、違う役職にしながら、なぜこういう文書を書いて渡してもいいですかという確認をとらなかったのでしょうか。その辺の考えをお聞かせください。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 認識が欠けてたと思います。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） 今、認識が欠けていたという証人のお答えでありますけれども、この湖北環境衛生組合に対しましては、○○○○局長の時代に湖北環境衛生組合の草刈り業務に関連をいたしまして、市民から行政事件の訴訟が提起をされておることは知っていたと思います。対策委員会やその規約やその他の委員会の関連する書類を作成することにおいて、この当該書類が利用される可能性は少しも感じなかったのか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） その辺を含めて欠けてたと思います。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） この一連の文書を作成するに当たって、これも期間的に長い間解決を見ないまま今に至っているというのも事実でございます。そういう中で、この文書を作成してしまった。全く認識が欠けていたということではありますが、この認識の欠けていた部分についての説明は先ほどいただきましたけれども、この、地域に対するこういう文書を書いたことに対する地域住民の誤解もしくはそれを正当化させてしまったというようなことに対して、地域住民は大いなる不信感を持っているということは私も感じておりますが、その件の地域住民に対する今回のお考えはどのようなものなのか。お伺いしたいと思います。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 本当に配慮も足りなかったと思います。

○委員長（山本 進君） 谷田川委員。

○委員（谷田川 泰君） 今後も公務員としての規約、規律。襟を正しながら職務に邁進していただければいいかなというふうに思います。以上で終わります。

○委員長（山本 進君） 補足尋問を続けます。

石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 私で最後です。もうちょっとおつき合ください。

今回示されました「柏山浄化プラント対策委員会委員長様」とした文書の内容について、まずお伺いをいたします。この内容は、相手方からの依頼によってこういった表現になったのか、自分で自分の考えをまとめて書かれたのか、どちらなのか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 依頼があって、その内容については、私はその当時口頭で話したことをまとめて、何回か思い出しながら書いたところでございます。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） そうしますと、内容については、相手方から一方的に、こういうあれでこう書けと言われた内容ではなく、自分のこれまでの発言の記憶に基づいて内容を書いたということでしょうか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） そうしますと、これが平成28年6月8日付で出されております。実際に作成されたのは、平成29年の9月の25日に作成を。ごめんなさい。更新をされたんですね。作成が、8月23日に作成をされて、最終保存は9月の25日というようなことになっているんですけども、現実

にこの9か月あまりもさかのぼらないで、9か月どころじゃない、もっと前ですね。現実的には、この28年の6月8日のその日につくった文書だとすれば、内容的には何の問題もなかった文書なのかどうか。それをお伺いします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 今おっしゃるとおり、その当時につくるのが、本当であったのかなというふうに思います。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） そういったところで、ちょっとやっぱり思慮が足りなかったというところはあるんでしょうけども、それでは、本調査特別委員会、いわゆる百条委員会が設置された後もしくは懲戒処分を受けた後、誰かから今回の証言、委員会における証言の内容や処分に関して意見をされたとか、面会を求められたとか、電話があったとか。そういうこと、事実があったかどうか、お伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 知り合いの方からは電話連絡がありました。何でこういうことをやったのかというようなことで、力を落とさずに、今後こういうことがないように仕事していてもらいたいというような、逆に励ましの言葉っていうか、そういうことがありました。あとそのほか、ほかについてはございませんでした。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 面会もなかったということでよろしいですか。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 面会ございません。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） それでは、今回のこの懲戒処分を受けるに当たりまして、処分の内容については納得されているのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 先ほど来、委員の皆様からありましたように、私、今回のこの件につきましては、配慮、それから認識、全て欠けてしまっていたのかなということで、こういうことがないように、今回のことを肝に銘じまして、こういうことが二度とないように努めてまいりたいと思います。

○委員長（山本 進君） 石橋委員。

○委員（石橋保卓君） 最後に、何人かの委員さんから重複してしまう部分があるんですけども、この一連の経過の中で、管理者もしくは市長、同一人物ではあるんですけども、ここへの相談というか報告ということはされてたのかどうか、お伺いをいたします。

○委員長（山本 進君） ○○○○証人。

○証人（○○○○君） 今回の件については、報告しておりませんでした。

○委員長（山本 進君） ほかにご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ないようですので、以上で〇〇〇〇証人に対する尋問は終了しました。

〇〇〇〇証人におかれましては、長時間ありがとうございました。退室していただいて結構でございます。

〔証人退室〕

○委員長（山本 進君） 以上で本日の証人尋問は終了いたしましたわけですが、これより証言の整理を含め、今後の委員会運営について協議をしたいと思います。

暫時休憩いたします。10分程度といたします。

〔 休 憩 〕

○委員長（山本 進君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、その他の件として、次回開催日時についてでございますが、私といたしましては、次回は8月の22日午前10時からの開催といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、100条調査権に基づく記録の提出要求についてですが、本日得られた証言などから、私としましては、1つに、平成30年6月19日付で処分を決定した石岡市職員分限懲戒等審査委員会の会議における資料及び処分決定に際しての決裁文書、次に平成29年度出し山農村公園の草刈りに関するシルバー人材センターと契約に至るまでの一連の文書。これは、契約の決裁までを含めます。さらに、平成29年度出し山農村公園の草刈りに関する出し山地区青年会との覚書締結に至るまでの一連の文書。これも契約の決裁までを含みます。及び出し山地区青年会の規約や構成員名簿など、組織がわかる資料、さらに11月29日高野議員宅を訪問し、高野議員との面談の状況がわかる詳細の資料。これは顛末書にあった11月29日の高野議員と職員の面談の様子わかるもの。これら4つの記録の提出を要求したいと思います。

これらについて、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） よろしいですか。

ないようですので、この際、お諮りいたします。先ほどの記録について、執行部に対し、地方自治法第100条第1項に基づき、8月17日までに記録の提出を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

その他の件で、ほかにご発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本 進君） ないようですので、以上で、本日の調査特別委員会を閉会いたします。長時

間お疲れさまでございました。

午後 3時31分閉会

石岡市議会委員会条例第60条の規定により署名する。

委員 長 山 本 進